

平成30年度から個人住民税の控除内容が変わります。

平成26年度税制改正により、平成30年度(平成29年分)から給与所得控除の見直しと、新たな控除としてセルフメディケーション税制が始まります。

1. 給与所得控除の見直し(上限額の引き下げ)

給与所得控除の見直しがされ、給与所得控除の上限が適用される給与収入は、「平成 29 年分以後は、1,000 万円(控除額 220 万円)に引き下げる」こととされました。

2. セルフメディケーション税制「スイッチ O T C 薬控除」(医療費控除の特例)の創設

適切な健康管理の下で医療用薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている個人が、平成 29 年 1 月 1 日から本人又は本人と生計を一にする親族に係る「スイッチ O T C 医薬品」の購入費用を 1 年間に 1 万 2 千円を超えて支払った場合には、1 万 2 千円を超える額(控除上限額 8 万 8 千円)を所得控除できる特例が創設されました。

★スイッチ OTC 薬とは？

「スイッチ O T C 薬」とは、以前は医師の処方が必要だった医療用医薬品から転用(スイッチ)され、薬局のカウンター越しで購入できる市販の医薬品です。かぜ薬、胃腸薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬など約 1,500 種類あります。
※医薬品全てが対象となるわけではありません。厚生労働省ホームページ「セルフメディケーション税制対象品目一覧」に対象医薬品が掲載されています。



★従来の医療費控除との違い

【従来の医療費控除】

その年に支払った医療費 - 保険金などで補填される金額 = 10 万円または所得金額 × 5 % のどちらか少ない方 = 医療費控除額 (最高 200 万円まで)

【スイッチ O T C 薬控除】

その年に支払ったスイッチ O T C 薬の総額 - 1 万 2 千円 = スイッチ O T C 薬控除 (最高 8 万 8 千円まで)

※「スイッチ O T C 薬控除」は医療費控除の特例のため、従来の医療費控除との選択適用となります。そのため、いずれか一方のみ控除適用を受けることができます。ただし、控除後に O T C 薬控除から医療費控除へなど控除変更をすることはできません。

■申告の際に必要なもの

- ①「一定の取組」とされる検診(人間ドック・がん検診など)または予防接種(医師の関与があるものに限る)を受けたことがわかる書類(領収書・健診の結果通知表等) ※検診または予防接種に要した費用は、スイッチ OTC 薬控除の対象外です。
- ②スイッチ OTC 薬の販売店名・購入日が明記されたレシートや領収書等

町・県民税の申告は、本人確認とマイナンバー(個人番号)の記載・提示が必要です！

準備は
お済みですか？

申告書に記載されたマイナンバー(個人番号)が正しい番号であることの確認(番号確認)と、申告書を提出する者が番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)が必要とされています。申告の際は、下記の 1～3 いずれかの書類をご持参ください。よろしくお願いします。

	番号確認書類	身元確認書類
1	マイナンバーカード(個人番号カード)	
2	通知カード	運転免許証、住基カード、障害者手帳等
3	マイナンバーが記載された住民票(写)	

申告受付停止期間 3月16日(金)～5月25日(金)

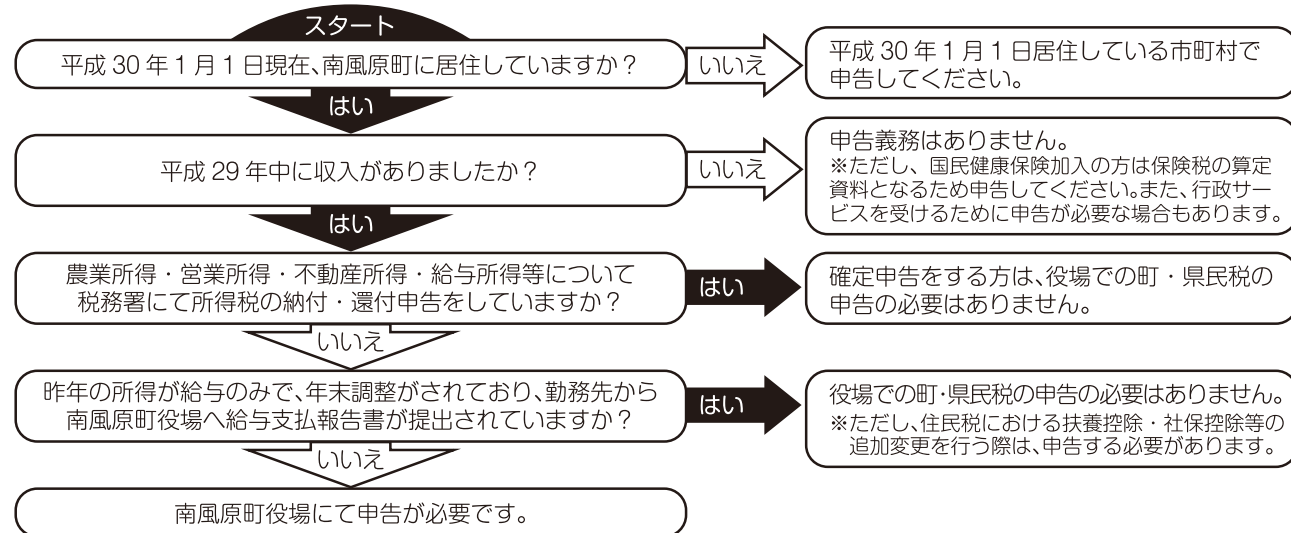
お問い合わせ 税務課 ☎889-4413

2月6日から3月15日まで、町・県民税の申告受付が始まります

◎申告対象者の方は、申告前に必要書類のご準備をお願いします。

申告が必要か下図よりチェックをおこない、申告が必要な方は事前に必要書類のご確認をお願いします。また、昨年から申告者・扶養親族・事業専従者等のマイナンバー記載が必要となっていますので、あらかじめご準備ください。
※会場は現在調整中のため決まり次第町ホームページ及び広報2月号に掲載します。

◆申告が必要かどうかチェックしましょう



※税務署の確定申告会場(結の街)での申告が必要な方

- ・新規の不動産(アパート収入)がある方
- ・はじめて住宅借入金等特別控除を受ける方
- ・新規事業(営業)を立ち上げた方
- ・譲渡所得のある方
- ・青色申告の方

◆申告に必要なもの

1. 申告書用紙など

- ☐「確定申告書」(税務署から送付される)または、「町民税・県民税申告書」(町から送付される)
- ☐印鑑(認め印可)
- ☐申告者本人名義の通帳 または、キャッシュカード

2. マイナンバー(個人番号)

- ☐申告者本人のマイナンバー確認書類[マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードかマイナンバー記載の有住民票など]
- ☐控除対象配偶者・扶養親族・専従者がいる場合は、その方のマイナンバー
- ☐申告者の本人確認書類[顔写真付き証明書類(運転免許証・保険証・パスポート・身体障害者手帳・在留カードなど)]

3. 所得控除に関するもの

- ☐国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書等(原本)
※他市町村に納付した場合は「証明書」を持参
- ☐任意継続健康保険料などの領収書等(原本)
- ☐国民年金保険料支払証明書(原本)
- ☐控除証明書の原本[生命保険・介護医療保険・個人年金・地震保険・小規模企業共済等掛金・寄付金など]
- ☐医療費控除を受ける方は、「医療費の明細書」
※事前に作成してください。(領収書持参でも対応可)
- ☐スイッチ O T C 薬控除を受ける方は「セルフメディケーション税制の明細書」
※事前に作成してください。(領収書持参でも対応可)
及び「検診(人間ドック・予防接種など)の領収書」、「受診結果表」等
- ☐住宅借入金等特別控除を受ける場合は、「住宅借入金等特別控除申告書」及び「住宅取得資金に係る年末残高証明書」
- ☐障がい者控除を受ける方は、「障がい者手帳」または「療育手帳」など(本人または扶養親族が該当する場合)

4. 収入に関するもの

【給与収入がある方】

- ☐「平成 2 9 年分 源泉徴収票」の原本(全月分の「給与明細書」または「給与証明書」などでも可)

【事業・不動産収入のある方】

- ☐帳簿、領収書、その他経費(租税公課の領収書、地代・家賃・修繕費・水道光熱費・借入金利子等必要な経費の領収書等)

【報酬等・事業(営業等・農業)・不動産の収入がある方】

- ☐「平成 2 9 年分 支払調書」(報酬などの収入がある方)
- ☐「収支内訳書」(申告前に作成を行ってください。)
- ☐事業に係る売上や経費の資料

【年金(国民年金・厚生年金・基金・個人年金)収入がある方】

- ☐日本年金機構などが発行する「年金の源泉徴収票」

【配当収入がある方】

- ☐「配当金計算書」
- ☐上場株式配当などの「支払明細書」など

【保険金収入がある方】

- ☐生命保険会社などが発行する「支払証明書」など

5. 代理申告をする場合

- ☐送付された「申告書」、本人の印鑑、代理人の印鑑と身分証明書

